

給付付き税額控除の制度設計に向けて③

内閣官房

人口戦略本部・全世代型社会保障構築本部事務局

支援に必要なとなる所得等の情報

「これまでご議論いただいた内容等について」より抜粋

- 就労促進やいわゆる「年収の壁」に対応する観点からは、
 - 中低所得の勤労世代を対象とすべきではないか。
 - 一定の勤労性の収入がある者を対象とすべきではないか。
 - 一定の社会保険料負担がある者を対象とすべきではないか。
- 個人単位での支援を原則とした場合、配偶者が高所得者の場合に公平性の観点から議論が必要。支援額を遡減させる際には、世帯単位でも勘案すべき場合もあり、ハイブリッドな視点も必要。世帯について、日本では住民票上の世帯が想起されるが、既存制度ではどのように世帯を把握しているのか。
- 実務の執行可能性の観点から、マイナンバーを用いて所得捕捉がしやすいのは、個人単位であり、制度の複雑化を避けて簡素化する観点からも、当面は個人単位とすることが適切。世帯単位とする場合には、世帯合算が必要となる。最終的に世帯単位を目指すかは議論が必要。
- 支援額を所得や収入に連動させ、「一定額以上の所得」を得ている場合には、支援額を遡減・消失させる仕組みとしてはどうか。その際、勘案する所得としては、少なくとも金融所得を勘案すべきである。
- 支援額を遡減・消失させるにあたり考慮する所得や収入の範囲は、金融所得等を含めた「全ての所得」とすることが望ましい。その把握は直ちには難しく、スピード感をもって対応する観点から、まずは既存のインフラを活用して把握が可能な所得、すなわち、給与・事業所得とすべきではないか。
- 給付付き税額控除を含む税・社会保障制度全体について応能負担を原則とした制度とすべきであり、中長期的には金融所得や資産を勘案できるよう、最終的な理想像からバックキャストして、給付付き税額控除の段階的な精緻化を着実に進めるべき。そのために必要なデータを含むインフラの整備等を進めるべき。
- 資産要件の金額をどう設定するかにもよるが、就労促進、負担軽減という目的に照らせばまずは所得把握を先行することが求められ、また資産の把握は特に難しく、将来の検討課題とすべきではないか。不動産については評価が難しく、事務も複雑化するのではないか。コストパフォーマンスを考慮すべきだ。
- 金融所得や資産を反映させる場合は、資産形成に及ぼす影響や、資産間の選択に及ぼす影響に十分留意すべきだ。

国・地方・雇用主の持つ住民・世帯情報・所得情報（課税・保険料賦課）

- 住民・世帯に関する情報は、市町村が保有。
 - 所得に関する情報は、国・市町村・雇用主がそれぞれ保有しているが、その範囲・性質は異なる。
- ※ 雇用主が保有する年末調整の情報は、確定申告により更新される可能性があり、国・市町村と雇用主とで保有する情報が異なる場合もある。

	国	市町村	雇用主
住民・世帯 情報	—	<ul style="list-style-type: none"> ● 住民・世帯情報 (住民基本台帳情報) 	—
課税情報 ・ 保険料 賦課情報	<ul style="list-style-type: none"> ● 所得税の課税情報 (申告納税制度) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 住民税の課税情報 (賦課課税制度) ● 保険料賦課情報 (地域保険) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 自らが支払った給与に係る 課税情報・保険料賦課情報 (被用者保険)

(※) 住民基本台帳情報や住民税賦課情報（一部の項目）については、住民基本台帳ネットワークシステム、情報提供ネットワークシステムを介して、国や他の市町村から地方公共団体情報システム機構、居住市町村に照会することができる。

既存制度における「世帯」等の情報

- 住民基本台帳（住民票）情報の「世帯」に関する情報のほか、戸籍情報では法律婚等の情報、税務情報では税制上の扶養親族に関する情報、児童手当情報では児童を監護する父母等の情報がある。

住民基本台帳（住民票）情報

- ・ 住民基本台帳は、氏名、生年月日、性別、住所などが記載された住民票を世帯ごとに編成したもので、住民の方々に関する事務処理の基礎。
- ・ 住民基本台帳上の世帯は、居住と生計をともにする社会生活上の単位。左に該当すれば事実婚も同一世帯となる。
- ・ 世帯主以外の者については、世帯主（主としてその世帯の生計を維持する者であって、その世帯を代表する者）との「続柄」について記載。世帯主以外の者同士の関係は記載されない。
- ・ 生計の変化に伴い、世帯の分離や合併も可能。

戸籍情報

- ・ 日本国民の親族的身分関係を登録・公証する公簿で、夫婦・親子を単位として編成。
- ・ 法律上の婚姻関係を公証。
- ・ 国又は地方公共団体の機関は、法令の定める事務を遂行するために必要がある場合に限り、戸籍謄本等の交付を請求することができる。

税務情報

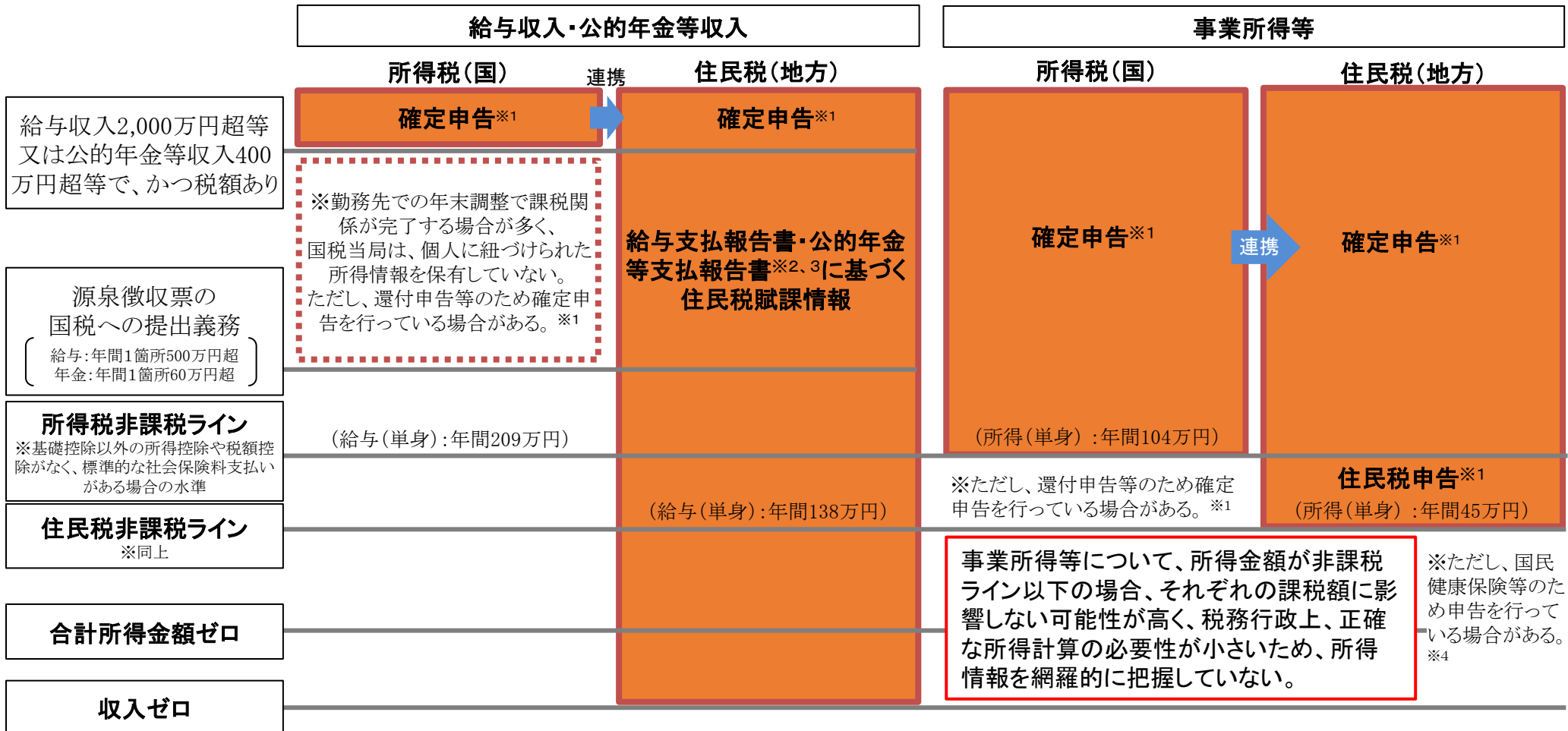
- ・ 税制上の「同一生計配偶者」「扶養親族」について、申告（給与・年金支払者に対するものを含む）に基づき把握。
- ・ 配偶者や扶養親族に一定の所得がある場合、本人が高所得者である場合の配偶者等については把握されない。
- ・ 本人と別居であっても「同一生計配偶者」「扶養親族」とすることが可能。配偶者については法律婚の者に限られる。
- ・ 扶養親族等ごとの生年月日等の情報を網羅的に把握するためには別途調査が必要。（給与支払報告書には生年月日は記載されない）

児童手当情報

- ・ 児童（0歳から18歳）を監護している父母等の情報。世帯情報は市町村にて把握。ただし、公務員は勤務先で把握。
- ・ 法律婚に限られない。児童を監護していない（児童手当を受給していない）者についての情報は無い。

国・地方における個人に紐づけされた所得情報の保有状況

- 所得税は原則として申告納税制度であるが、給与や年金については、源泉徴収・年末調整により確定申告を不要とする制度があり、その場合、基本的には、国において個人に紐づけされた所得を把握していない。
- 住民税は賦課課税制度であり、原則として課税者は全て個人に紐づけされた所得情報を把握している。（ただし、事業所得等について、非課税ライン以下の場合には、所得情報を網羅的には把握していない。）



※1 確定申告のうち還付申告等による所得把握の要素は捨象している。所得税の確定申告書は、還付申告等も含めると、納税義務者約5,400万人中約2,300万人が提出(令和5年分)。
 ※2 給与支払報告書:法律上、給与支払金額が30万以下の退職者を除く全件が対象。公的年金等支払報告書:法律上、前年中に死亡した者を除く全件が対象。
 ※3 地方税当局に提出される給与支払報告書等は、令和9年以降、国にも連携されるようになる。ただし、紙提出分については、市町村から受領するまでに時間を要するほか、受領する情報の範囲が限られることもある。
 ※4 国民健康保険において、市町村の条例により住民税の申告書が提出されていない場合等について、別途、所得の申告義務を課している場合がある。また、税制度以外の他制度の適用を受けるために任意に申告される場合があり、そうした者に限れば、所得等を把握している場合もある。(収入金額については申告されている場合であってもデータとして保有していない場合がある。)
 ※5 金融所得のうち申告不要分については、現状、国・地方ともに個人に紐づけられた所得情報を保有していない。

雇用主の持つ支援に資する課税・保険料賦課の情報

- 雇用主は、自社が支払った給与に関する課税情報や保険料賦課情報を保有しているが、以下の点に留意。
 - ・ 被用者が還付申告等のための確定申告をし、課税情報が更新されたかどうかは把握していない。
 - ・ 他社支払い分の給与や、給与以外の所得、配偶者・扶養親族の網羅的かつ正確な所得に関する情報は、保有していない。

	源泉徴収義務者である雇用主	保険料納付義務者である雇用主（被用者保険の場合）
賦課情報	<ul style="list-style-type: none"> ● 給与支払情報（自社が支払った給与） ● 自社が支払った給与に係る課税情報 <p>（注1）給与以外の所得は把握していない。</p> <p>（注2）給与であっても、2か所以上に勤務する場合、他の企業による支払い給与等の情報を有さない。また、主たる給与を支払う企業でのみ年末調整を行うため、年末調整を行わない企業においては、扶養親族の情報を含め、各種控除にかかる情報を有さない。</p> <p>（注3）自社の被用者が、事後的に確定申告したかどうかや、確定申告により追加の控除等を適用し課税額等が変更された場合の変更後の課税額等を把握していない。</p> <p>（注4）年収2,000万円超の場合には、年末調整を行わないため、確定した課税情報を有さない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 報酬支払情報（自社が支払った給与） ● 自社が支払った報酬に係る保険料賦課情報 <p>（注1）複数の適用事業所に勤務する場合、被保険者本人の届出により、主たる事業所を選択し、それぞれの事業所で受ける報酬月額を合算した月額により標準報酬月額を決定。保険料は、決定した標準報酬月額による保険料額をそれぞれの事業所で受ける報酬月額に基づき按分し決定。このため、各事業所においては報酬月額の合計額を把握（ただし、適用に至らない事業所の報酬については把握されない）。</p> <p>（注2）報酬以外の収入・所得や親族の確定所得については基本的に把握していない。</p>

米国の勤労所得税額控除（EITC）における過誤・不正事例の報告

- 米国は、原則全ての者に確定申告の義務があり、本人の申告情報に基づき、税額控除や給付を実施。
- 勤労所得税額控除（EITC）については、誤支給割合が3割程度となっており、所得金額の過小・過大申告等が主な要因と分析されている。
- 事実と異なる所得金額が報告されることについては、納税者自身の申告に基づいていることが背景にあり、特に、所得金額の過大申告については、勤労所得税額控除（EITC）が、多くの申告者にとって税額が発生しない下で、受益額が逡増等する仕組みとなっていることも背景にあると考えられる。

<執行>

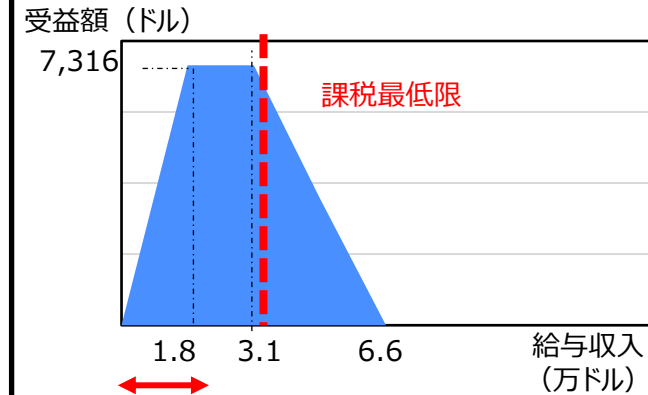
- ・ 給与所得者・自営業者いずれの場合でも、原則**確定申告**により、全ての所得・世帯情報（名前、社会保障番号^{（注1）}等）について内国歳入庁に報告する。
- ・ 内国歳入庁は、**確定申告で報告された内容**を、社会保障番号により名寄せする形で、雇用主からの支払給与情報（給与所得者の場合）や金融機関からの利子・配当等の情報と突合させ、申告が適切と判断された場合、控除しきれない分について給付を行う。

<誤支給割合^{（注2）}> 約 32.7%（約 211 億ドル）

<過誤・不正の例^{（注3）}>

- ・ 子ども等の被扶養者の適格要件の誤り(53%程度)：
居住要件(半年以上納税者と同居していること)や関係要件(血縁関係等があること)等
- ・ **所得金額の過小・過大申告（50%程度）**
- ・ 申告資格（単身、夫婦合算等）の誤り等その他の誤り（12%程度）

勤労所得税額控除（EITC）の受益額



所得を過大に申告する誘因があると考えられる

（※）夫婦2人の給与所得世帯の場合のモデルケース、給与収入のみの場合。課税最低限については、標準控除のみ適用、勤労所得税額控除（EITC）及び児童税額控除（CTC）適用前の数値を考慮。

（注1）米国では、個人に割り振られた社会保障番号（Social Security Number）が税務分野で用いられている。

（注2）2023年の申告書データに基づく推計値。過小・過大支給いずれも含むが、過大支給の割合が大きいとの分析もある。

（注3）（）内数値は2008～2010年の申告書データを基に各事由が過誤・不正申請額（支給前）に占める割合を内国歳入庁が推計したもの。申告書上で複数の過誤・不正がある場合は複数計上。

支援の方法

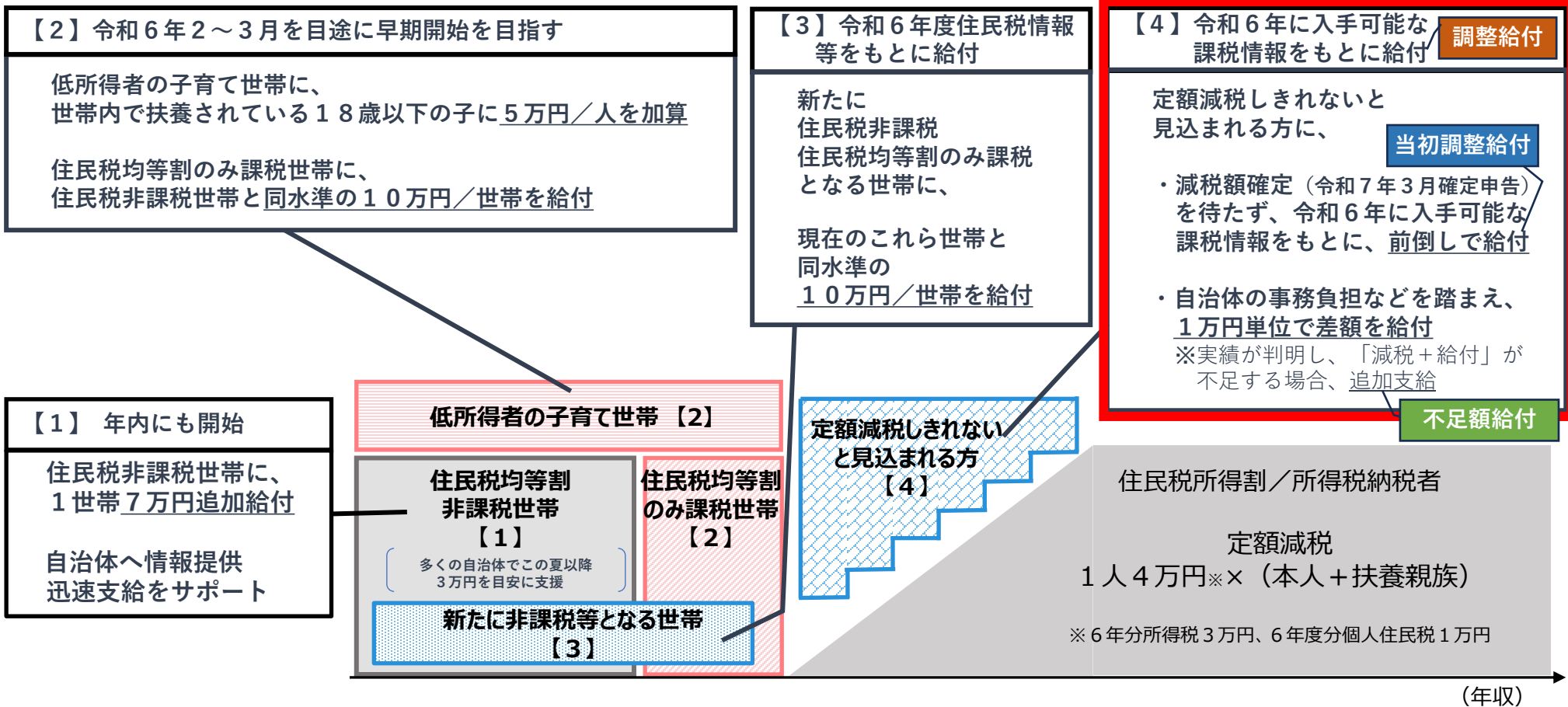
2-2

- 社会保険料と税とは性格が異なり、また、社会保障給付は制度により税財源と保険料財源が様々な割合であてられている。給付付き税額控除は、こうした税・社会保険料の負担と現金給付を含めた純負担率を全体として調整するものである。これにより実質的な社会保険料の負担軽減が図られるとしても、年金などの社会保険給付には影響させないようにすべき。
- 事務の簡素化の観点からは給付のみの制度とするのではないか。
- 支援額を所得や収入に連動させ、「一定額以上の所得」を得ている場合には、支援額を逡減・消失させる仕組みとしてはどうか。その際、勘案する所得としては、少なくとも金融所得を勘案すべきである。
- 支援額を勤労性の所得や収入に応じて一定水準まで逡増させるべきではないか。
- 支援額を勤労性の所得や収入に応じて逡増させるのではなく、いわゆる「年収の壁」を越えた所得階層において、社会保険料負担が急激に増える、いわゆるレベルシフトが起こることを踏まえ、当該所得階層において支援額が増えるような制度設計とすることが必要ではないか。
- 低所得の子育て世帯については、諸外国と比較すると純負担率が高い。このため、支援額を、こどもの人数に応じて加算することも考えられるのではないか。
- 就労促進の観点では、こどもの有無に関わらず、就労のディスインセンティブを軽減することが重要である。政策目的に近い政策手段で支援をすることが望ましく、子育て世帯への支援については、既に児童手当等の子育て支援施策があることや、多くの社会保険制度では、こどもの人数に応じて社会保険料負担が変わるものではないことも考慮すると、支援額の加算は不要ではないか。
- 子育て支援や世帯人数を考慮するのであれば、扶養人数に応じて、支援を受けられる所得金額の上限を変えるべきではないか。

「新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置」の全体像

- 「新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置」（令和5～7年）においては、非課税世帯向けの給付や住民税・所得税の定額減税に加え、**定額減税しきれないと見込まれる方に、「減税しきれない額」を給付。**

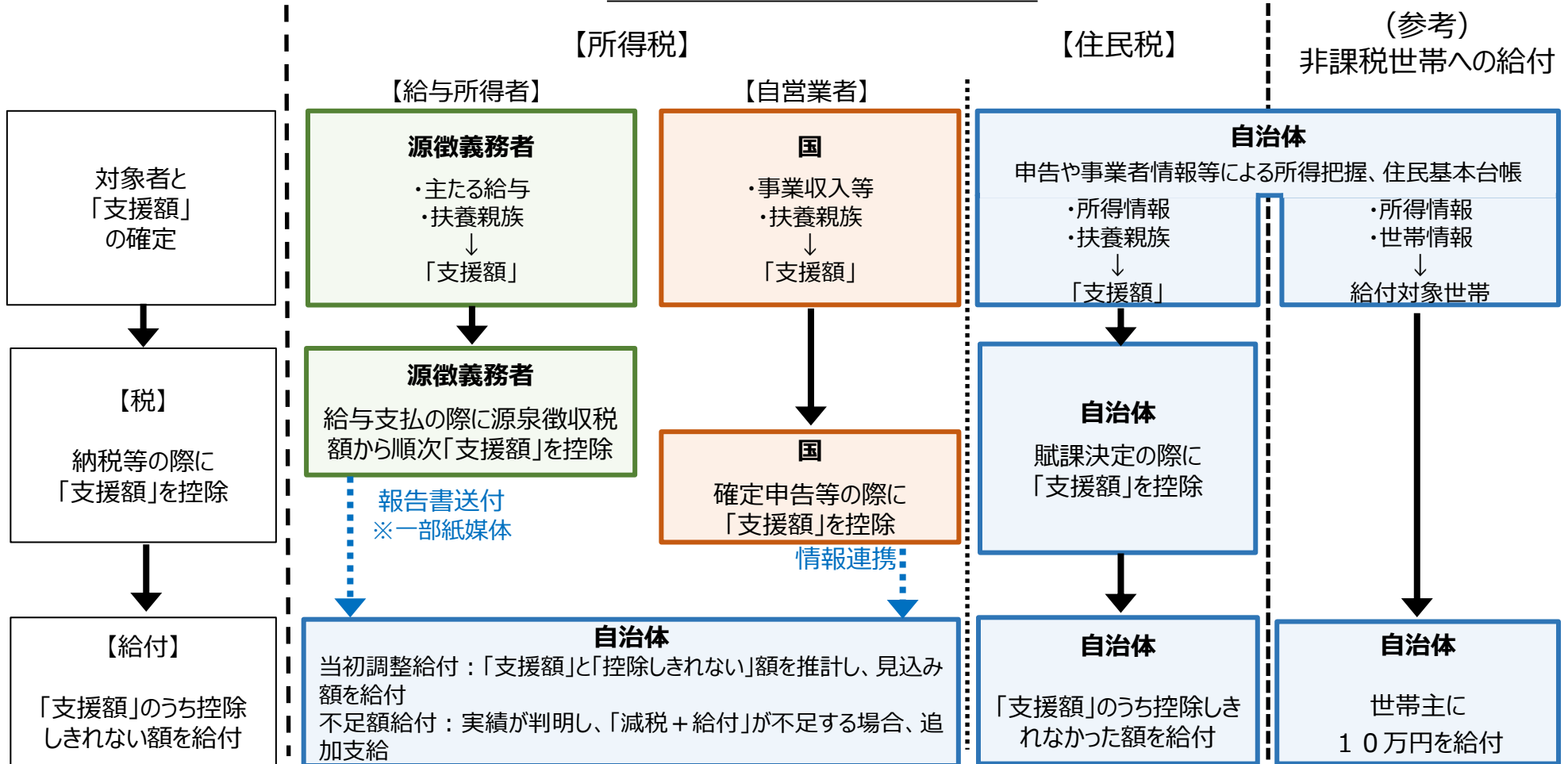
＜「新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置」の全体像＞



「新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置」における事務の執行について

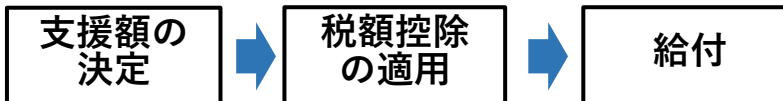
- 「新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置」における「調整給付」の執行に当たっては、以下の理由などから、事務が複雑であったとの指摘がある。
 - ・ 所得税と住民税を組み合わせ、かつ、減税と給付を組み合わせた仕組みであった。
 - ・ 減税額確定を待たず、前年の所得税額を基にした見込み額により前倒して給付する「当初調整給付」と、最終的な不足分を追加で支給する「不足額給付」の 2段階で給付を行う仕組みであったため、その間の所得や扶養関係の変動が給付額に影響することとなった。

税額控除 + 調整給付の事務の流れ



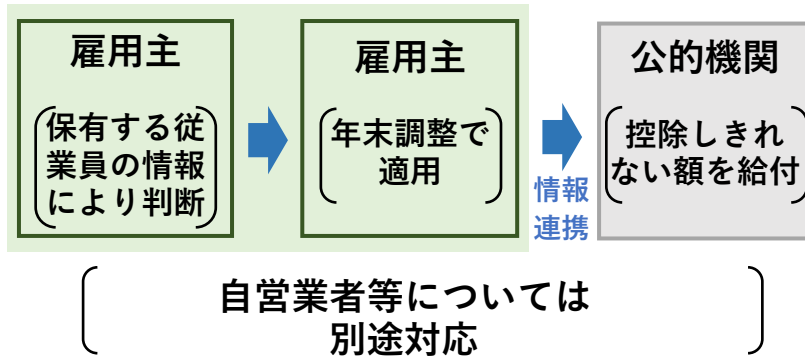
制度の執行イメージと論点

実施方法と留意点



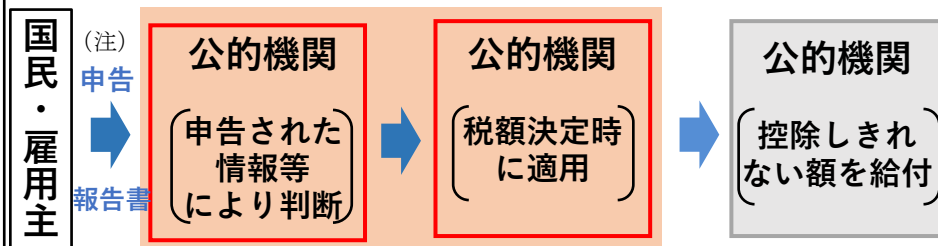
【イメージ1】
雇用主において従業員の年末調整時に税額控除を適用し、残余を公的機関が給付。

- 雇用主の保有する情報の範囲内でのみ支援額（税＋給付）を決定することが可能。
※ 雇用主が有しない副業収入、世帯所得、金融所得等の勘案は困難
- 自営業者等については確定申告等による仕組みが別途必要。
- 雇用主に追加的な事務負担が生じる。



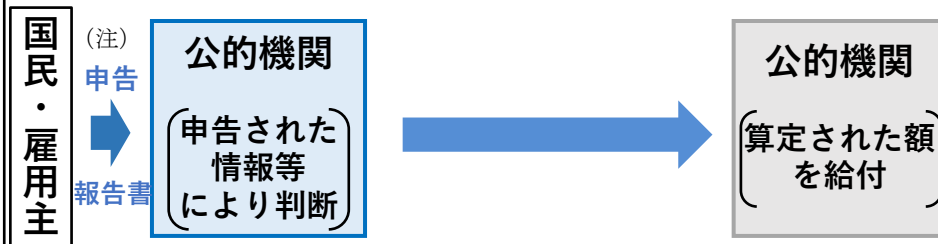
【イメージ2】
確定申告・賦課決定時に税額控除を適用し、残余を公的機関が給付。

- 主たる給与収入以外の所得（副業収入、事業所得、不動産所得等）も勘案して支援額を決定することが可能。
- 支援額を税額控除と給付に分けて支援するため事務が煩雑。



【イメージ3】
申告された情報等に基づき、公的機関が給付。

- 主たる給与収入以外の所得（副業収入、事業所得、不動産所得等）も勘案して支援額を決定することが可能。
- 支援額の決定と給付のみであり、事務は相対的に簡素。
- 「給付付き税額控除」という名称（呼称）から想起される、税額控除と税額から引き切れない金額の給付との組み合わせとは異なる。



(注) 仮に国税の情報をを用いる場合、年末調整のみで課税関係が完了する者や非課税者を含む対象者の情報を新たに把握する必要。地方税の情報をを用いる場合であっても、住民税非課税ライン以下の一部の対象者の情報を新たに把握する必要。

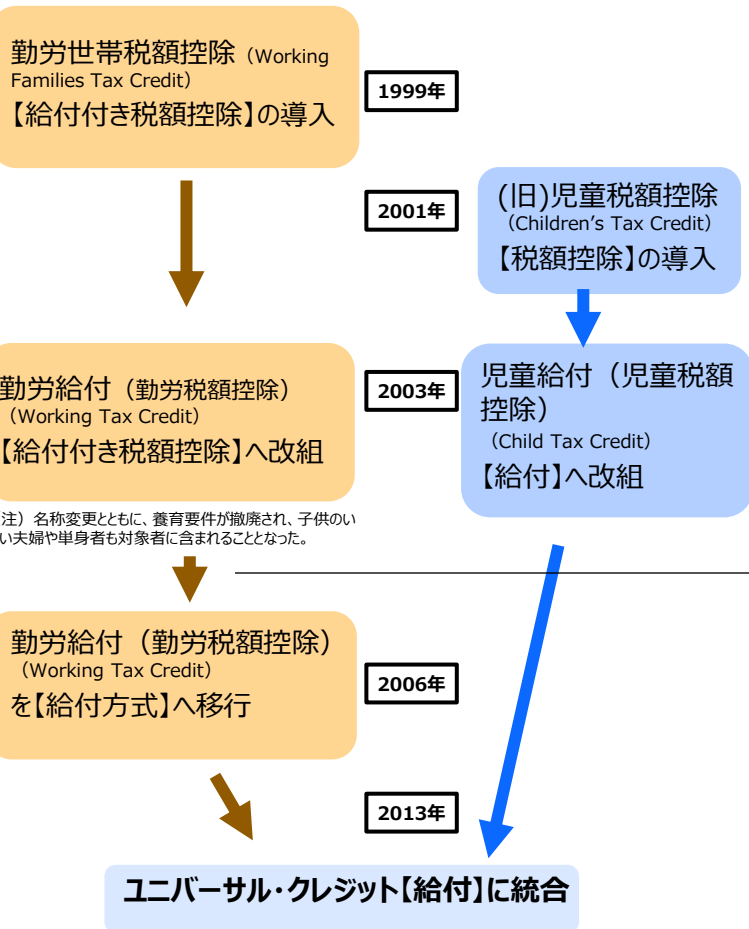
英国・フランスにおける制度の変遷

- 英国の勤労世帯税額控除 (Working Families Tax Credit) 、勤労給付 (勤労税額控除) (Working Tax Credit) は、源泉徴収の仕組みを通じて税額と相殺の上で雇用主を介して給付を行う制度として導入されたが、雇用主の事務負担等を考慮し、2006年より雇用主を介さない全額給付制度に移行。その後、児童給付 (児童税額控除) (Child Tax Credit) や複数の給付措置等を統合・簡素化し、2013年よりユニバーサル・クレジットを導入。
- フランスの就業のための手当は、確定申告の仕組みを通じて税額と相殺の上で税務当局から給付を行う制度として導入されたが、積極的連帯手当 (RSA) と、勤労性の収入に連動する部分については仕組みが重複していたこと、また執行機関や窓口が異なり対象者にとって利便性を欠いていたことを踏まえ、制度の簡素化・整理を行い、2015年より給付の形で活動手当を導入。

(2026年2月現在)

英国における制度の変遷

フランスにおける制度の変遷



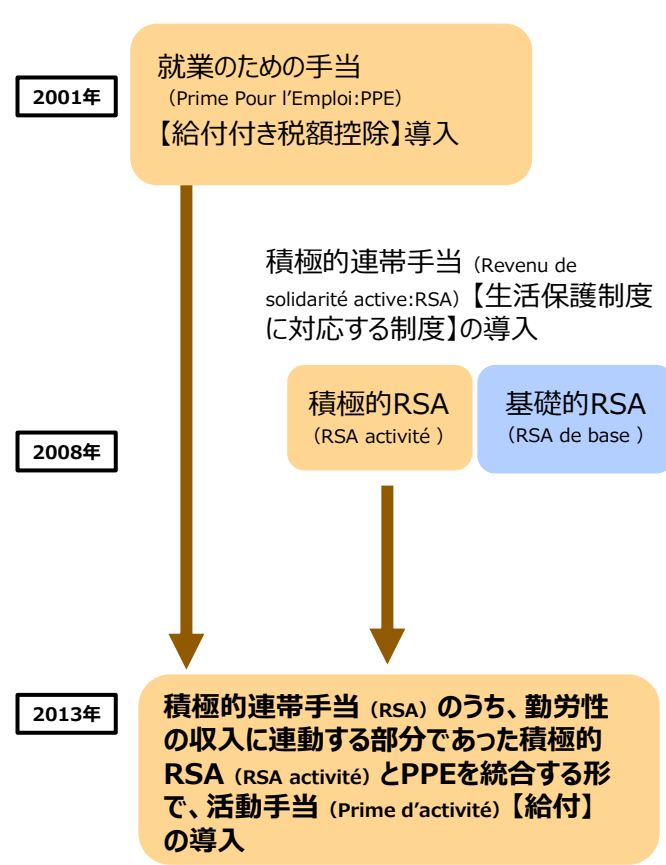
全額給付方式へ移行した経緯：

- 財務省令の説明文書

「…給与を通じて勤労税額控除を支払うことは、必然的に企業にコンプライアンスコストを課すことになる。企業に対する規制負担を軽減するという公約に沿い、政府は2004年度予算案において、雇用主を通じた就労税額控除の支払いを適宜段階的に廃止し、HMRCによる直接支払いに置き換えることを発表した。…」

- 平成21年政府税制調査会海外調査報告 (IFSから聞き取り (一部表記を修正))

「…当初の勤労世帯税額控除は、スティグマ対策の一環として、給与源泉徴収の仕組みを通じて雇用者に税額と相殺の上で給付させていた。これが税務当局が執行機関とされた理由の一つだろうが、後に雇用者の負担等を考慮して廃止された。…」



実施主体について

- 令和6年の定額減税・給付制度の際には地方で大変な事務負担が発生。執行に際しては、実施主体を検討の上、行政サービスに影響がでないよう、事務負担を考慮する必要。まずは税情報等の今あるインフラも活用して、スピード感をもって検討をしていく必要。
- 事務負担について、早期かつ円滑に実施していくためには、実施主体が誰であろうと、事務負担を十分考慮して、わかりやすくシンプルな制度設計をするのが現実的である。
- 必要な事務負担であっても、できる限り実施主体の負担軽減のための適切な国の支援や対策が必須である。
- 行政のサービスの質に影響を及ぼすことがないようにしてほしい。地方の財政基盤に配慮してほしい。
- 制度の導入にあたっては、自治体の事務負担にも影響があるのではないかと不安を感じる声がある。地方に役割が求められるのであれば、制度設計や地方の役割を明確とした上で、国と地方の間の丁寧な対話や協議を行うべきではないか。

- 給付事務の実施主体を検討するに当たっては、**システム整備等の対応**や**執行を担う体制構築等**の論点について検討する必要がある。

【給付の事務フローの例】

住基情報・課税情報等のデータ整備

給付要件等から対象者を抽出

対象者ごとの給付額を計算

振込先の口座を特定

振込指図

所得情報の訂正や振込エラー等の場合の事後対応

<主な論点>

(1) システム整備等の対応

① 給付対象者等の特定のための情報取得方法の確立

- ・国・地方が把握する所得情報や住民基本台帳情報を効率的に収集する仕組みをどのように構築するか。

② 給付システム（対象者抽出・給付額計算）の構築

- ・取得した情報を基に対象者を抽出し、給付額を計算するとともに、問い合わせに対してスムーズに対応できるよう、振込ステータス管理を行うためのシステムをどのように構築するか。

③ 口座情報収集

- ・公金受取口座の登録率は5割程度。
- ・振込先を公金受取口座に限定しない場合、口座情報をどのように収集するか。

※口座を保有できない者への対応も別途必要となる可能性。

④ 送金システム・振込みルート of 確立

(2) 執行を担う体制構築

- ・住民からの個別の相談や口座の振込エラー、不正行為等にどのように対応するか（コールセンターの設置等）。
- ・DV・ストーカー行為・児童虐待等の情報や居所（例：病院・施設）の情報を把握し、対象者にきめ細やかに対応する必要があるか。

過去の給付事務における事務フローについて

- 過去の給付事務においては、一般的な申請による手続きに加え、**自治体が把握する情報に基づいて給付対象者に通知を行う「プッシュ型」**の手続きや、**デジタル庁が提供する給付支援サービス等を利用したオンライン申請**による手続きも活用されてきた。

申請による給付の流れ

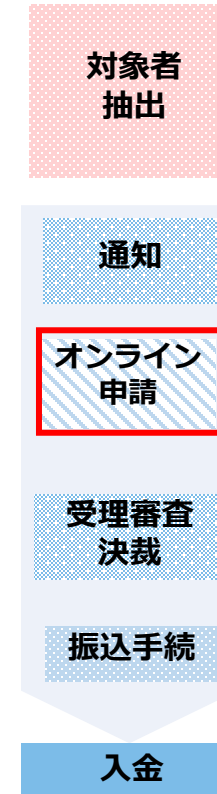


「プッシュ型」給付の流れ



⇒ 住民基本台帳システムや住民税課税台帳システムなどから情報を抽出、リスト作成し、対象者へ通知

給付支援サービス等を利用した給付の流れ



- ⇒ デジタル庁が提供する「給付支援サービス」では、自治体が対象者リストを予め登録し、住民はマイナンバーカードで本人確認して申請。
- ⇒ 自治体独自のオンライン申請システムの活用実績もあり。

(再掲) 国・地方・雇用主の持つ住民・世帯情報・所得情報 (課税・保険料賦課)

- 住民・世帯に関する情報は、市町村が保有。
 - 所得に関する情報は、国・市町村・雇用主がそれぞれ保有しているが、その範囲・性質は異なる。
- ※ 雇用主が保有する年末調整の情報は、確定申告により更新される可能性があり、国・市町村と雇用主とで保有する情報が異なる場合もある。

	国	市町村	雇用主
住民・世帯 情報	—	<ul style="list-style-type: none"> ● 住民・世帯情報 (住民基本台帳情報) 	—
課税情報 ・ 保険料 賦課情報	<ul style="list-style-type: none"> ● 所得税の課税情報 (申告納税制度) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 住民税の課税情報 (賦課課税制度) ● 保険料賦課情報 (地域保険) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 自社が支払った給与に係る 課税情報・保険料賦課情報 (被用者保険)

(※) 住民基本台帳情報や住民税賦課情報 (一部の項目) については、住民基本台帳ネットワークシステム、情報提供ネットワークシステムを介して、国や他の市町村から地方公共団体情報システム機構、居住市町村に照会することができる。

(再掲) 既存制度における「世帯」等の情報

- 住民基本台帳（住民票）情報の「世帯」に関する情報のほか、戸籍情報では法律婚等の情報、税務情報では税制上の扶養親族に関する情報、児童手当情報では児童を監護する父母等の情報がある。

住民基本台帳（住民票）情報

- ・ 住民基本台帳は、氏名、生年月日、性別、住所などが記載された住民票を世帯ごとに編成したもので、住民の方々に関する事務処理の基礎。
- ・ 住民基本台帳上の世帯は、居住と生計をともにする社会生活上の単位。左に該当すれば事実婚も同一世帯となる。
- ・ 世帯主以外の者については、世帯主（主としてその世帯の生計を維持する者であって、その世帯を代表する者）との「続柄」について記載。世帯主以外の者同士の関係は記載されない。
- ・ 生計の変化に伴い、世帯の分離や合併も可能。

戸籍情報

- ・ 日本国民の親族的身分関係を登録・公証する公簿で、夫婦・親子を単位として編成。
- ・ 法律上の婚姻関係を公証。
- ・ 国又は地方公共団体の機関は、法令の定める事務を遂行するために必要がある場合に限り、戸籍謄本等の交付を請求することができる。

税務情報

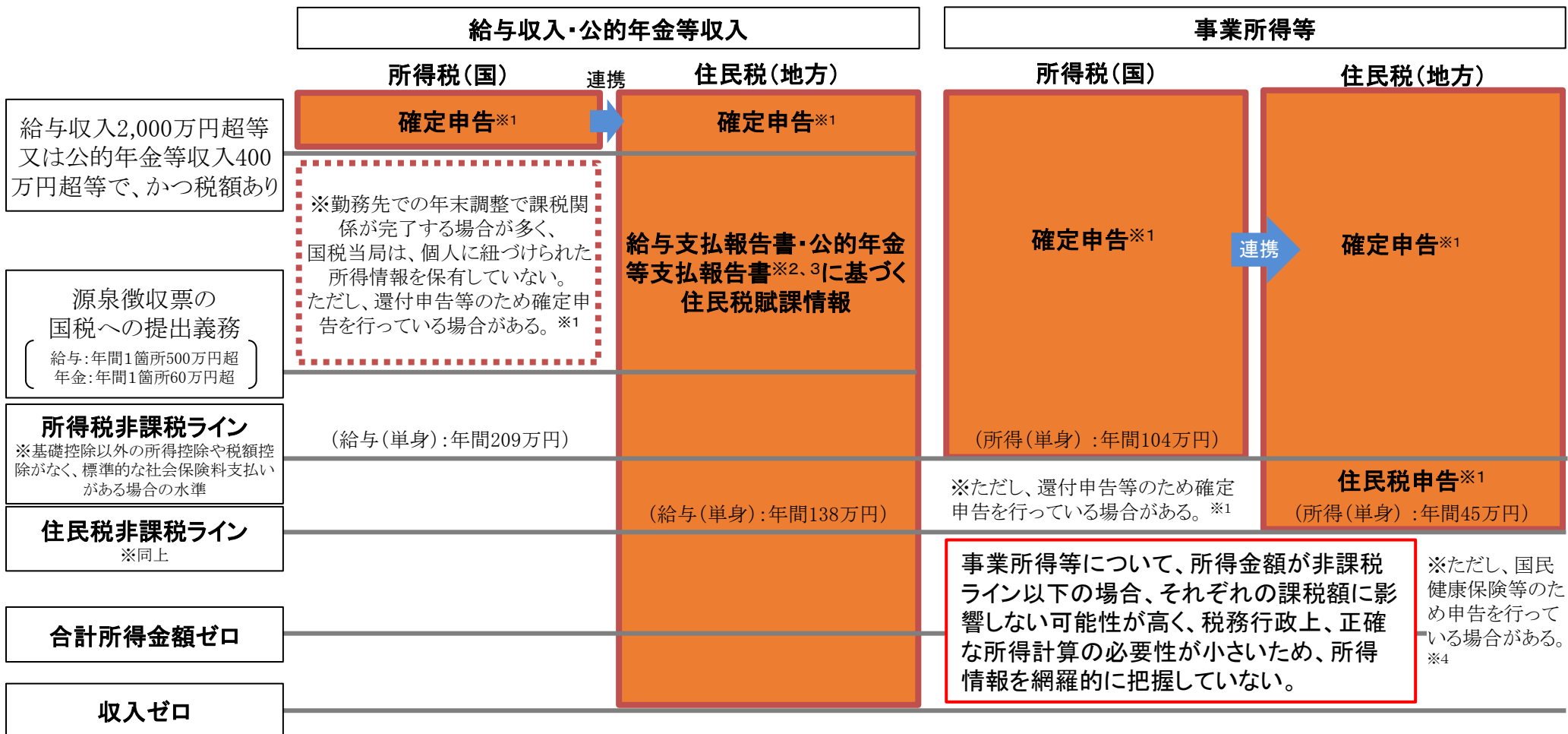
- ・ 税制上の「同一生計配偶者」「扶養親族」について、申告（給与・年金支払者に対するものを含む）に基づき把握。
- ・ 配偶者や扶養親族に一定の所得がある場合、本人が高所得者である場合の配偶者等については把握されない。
- ・ 本人と別居であっても「同一生計配偶者」「扶養親族」とすることが可能。配偶者については法律婚の者に限られる。
- ・ 扶養親族等ごとの生年月日等の情報を網羅的に把握するためには別途調査が必要。（給与支払報告書には生年月日は記載されない）

児童手当情報

- ・ 児童（0歳から18歳）を監護している父母等の情報。世帯情報は市町村にて把握。ただし、公務員は勤務先で把握。
- ・ 法律婚に限られない。児童を監護していない（児童手当を受給していない）者についての情報はない。

(再掲) 国・地方における個人に紐づけされた所得情報の保有状況

- 所得税は原則として申告納税制度であるが、給与や年金については、源泉徴収・年末調整により確定申告を不要とする制度があり、その場合、基本的には、国において個人に紐づけされた所得を把握していない。
- 住民税は賦課課税制度であり、原則として課税者は全て個人に紐づけされた所得情報を把握している。(ただし、事業所得等について、非課税ライン以下の場合には、所得情報を網羅的には把握していない。)



※1 確定申告のうち還付申告等による所得把握の要素は捨象している。所得税の確定申告書は、還付申告等も含めると、納税義務者約5,400万人中約2,300万人が提出(令和5年分)。
 ※2 給与支払報告書:法律上、給与支払金額が30万以下の退職者を除く全件が対象。公的年金等支払報告書:法律上、前年中に死亡した者を除く全件が対象。
 ※3 地方税当局に提出される給与支払報告書等は、令和9年以降、国にも連携されるようになる。ただし、紙提出分については、市町村から受領するまでに時間を要するほか、受領する情報の範囲に限られることもある。
 ※4 国民健康保険において、市町村の条例により住民税の申告書が提出されていない場合等について、別途、所得の申告義務を課している場合がある。また、税制度以外の他制度の適用を受けるために任意に申告される場合があり、そうした者に限れば、所得等を把握している場合もある。(収入金額については申告されている場合であってもデータとして保有していない場合がある。)
 ※5 金融所得のうち申告不要分については、現状、国・地方ともに個人に紐づけられた所得情報を保有していない。

参考

国・地方に提出される法定調書の情報

- 国・地方においては、個人に紐づいた形で所得が計算された情報の他に、適正課税の確保のため、申告の真正性等の確認を行う観点から、所得の確認に資する法定調書が提出されている。

	国	市町村
給与等の法定調書情報	<p>● 給与・年金の源泉徴収票（支払報告書）情報</p> <p>（注1）源泉徴収・年末調整で課税関係が終了している納税者の多くについて、個人に紐づいた課税情報を保有していない。 （例）以下については税務署への源泉徴収票の提出義務はない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 給与：支払額500万円以下の従業員 年金：支払額60万円以下の受給者 等 <p>なお、令和9年以降は、上記例も含め、市町村に提出された支払報告書の情報が国にも連携されるようになる。ただし、紙提出分については、市町村から受領するまでに時間を要するほか、受領する情報の範囲が限られることもある。また、国税は賦課課税ではないため、令和9年以降も、住民税課税時のような申告・調書情報を基にした悉皆的な名寄せによる所得計算は予定されていない。仮にこれを行う場合には大規模なシステム投資や調書等へのマイナンバー記載の徹底等が必要となる。</p>	<p>● 給与・年金の源泉徴収票（支払報告書）情報</p> <p>（注1）原則として全件提出。 （注2）国には連携されないが、令和9年以降は、市町村に提出された給与・年金の支払報告書の情報が国にも連携。</p>
(参考) 申告・賦課情報	<p>● 確定申告情報</p> <p>（注1）確定申告者数は、所得税の納税者約5,400万人中約2,300万人。 （注2）金融所得等の一部については、申告不要を選択可。 （注3）確定申告情報はすべて地方に連携。</p>	<p>● 住民税賦課情報</p> <p>（注1）確定申告情報、住民税申告情報、給与や年金の支払報告書等を基に、全住民の前年分の所得について名寄せして賦課決定。ただし、非課税ライン以下の所得しかなく申告等の情報がない者など所得把握されない場合がある。 （注2）金融所得等の一部については、申告不要を選択可。 （注3）世帯所得は把握していない。 （注4）住民税の申告情報や賦課情報は国には連携されない。 なお、扶養関係等の誤りが見つかった場合には地方から国に連絡される。</p>

（注）上記のほか、国においては、金融所得に関する一部の調書情報を保有している。ただし、金融所得に係る取引の多くは、金融機関等から調書が提出されるが、少額配当等については調書提出義務がなく、申告不要も選択可であるため、悉皆的な名寄せによる所得計算はできない。また、預貯金の利子は、源泉分離課税であり、個人に紐づいた情報は提出されず、名寄せはできない。国で提出を受けた法定調書のうち、配当等に係る調書は地方に連携しており、特定口座に係る法定調書については、令和9年から連携予定。ただし、申告不要も選択可であるため、悉皆的な名寄せによる所得計算はできない。

諸外国の制度における支援の単位

- 諸外国では、既婚の場合は、「給付額算定」と「所得制限」に用いる「所得」は、基本的に**夫婦の所得の合計額**を用いるとともに、**夫婦に扶養される一定年齢以下の子どもの数**に応じて受益額を変化させている。

(2026年2月現在)

	アメリカ		イギリス	フランス	カナダ
制度名	勤労所得税額控除 (Earned Income Tax Credit) 1975～	児童税額控除 (Child Tax Credit) 1997～	ユニバーサル・クレジット (Universal Credit) 2013～ (旧制度1999～)	活動手当 2016～ (旧制度2001～)	勤労者手当 2007～
「給付額算定」と「所得制限」に用いる「所得」の単位	夫婦 主な具体的な要件： ・確定申告で配偶者として報告し（生計同一）、税務当局に認められる ※勤労所得税額控除は、既婚者の場合は、原則として夫婦合算課税選択者のみ受給可能		夫婦 主な具体的な要件： ・配偶者は原則同居している ※申請に基づいて社会保障当局が要件を満たしているか判断。生計同一にかかる要件は明示なし	夫婦 ^(注1) 主な具体的な要件： ・配偶者は原則同居している ※申請に基づいて社会保障当局が要件を満たしているか判断。生計同一にかかる要件は明示なし	夫婦 主な具体的な要件： ・確定申告で配偶者として報告し（生計同一）、税務当局に認められる ・配偶者は原則同居している
子ども等の被扶養者の範囲	19歳未満の扶養している子ども等 主な具体的な要件： ・子どもは税制上の被扶養者（生計同一）でかつ原則同居している	17歳未満の扶養している子ども等 主な具体的な要件： ・子どもは税制上の被扶養者（生計同一）でかつ原則同居している	16歳未満の扶養している子ども等 主な具体的な要件： ・子どもは原則同居している（同居により扶養されているとみなされる） ※申請に基づいて社会保障当局が要件を満たしているか判断。生計同一にかかる要件は明示なし	25歳未満の扶養している子ども等 主な具体的な要件： ・子どもは被扶養者でかつ原則同居している ※申請に基づいて社会保障当局が要件を満たしているか判断。生計同一にかかる要件は明示なし	—
(参考) 税制上の取り扱い	個人単位 ※既婚者は個人単位と夫婦単位の選択制		個人単位	世帯単位（N分N乗方式） ^(注2)	個人単位

(備考) 諸外国における税制に関連する給付措置等については、夫婦及び扶養している子どもで構成される世帯だけではなく、単身世帯や、片親世帯等においても適用可能である。

(注1) 被扶養者（25歳未満の扶養している子ども等）に所得がある場合は、夫婦の所得と被扶養者の所得の合計額が使用される。

(注2) N分N乗方式とは、所得控除後の課税所得を一定の家族除数（N）で除し、それに税率表（超過累進税率）を適用し、家族除数1あたりの所得税額を算出した後、再び当該家族除数（N）を乗ずることにより、世帯全体の所得税額を算出する方法である。

諸外国の制度における受益額、対象者の収入の範囲のイメージ

(2026年2月現在)

- 諸外国の税制に関連する給付措置等においては、所得に応じて遡増・遡減する制度設計のものが多い。
- 子どもがいると受益額が加算される制度設計が多い。対象となる所得範囲が広がる場合もある。

	アメリカ	イギリス	フランス	カナダ	
制度名	(A) 勤労所得税額控除 1975～ (Earned Income Tax Credit) (B) 児童税額控除 1997～ (Child Tax Credit)	ユニバーサル・クレジット (Universal Credit) 2013～ (旧制度1999～)	活動手当 (Prime d'activité) 2016～ (旧制度2001～)	勤労者手当 (Canada Workers Benefit) 2007～	食料品・必需品給付 (Groceries and Essentials Benefit) (旧GSTクレジット) 2026～ (旧制度1991～)
受益イメージ(注1) ※夫婦2人は赤色、夫婦のみは橙色					
受益額(年間) ※受益額の()内は一人当たり平均賃金比	(A) 19歳未満の子ども等の被扶養者がいる場合、その数に応じて受益額は増額 最大受益額： 子0人：\$ 664 (1%) 1人：\$ 4,427 (5%) 2人：\$ 7,316 (9%) 3人～：\$ 8,231 (10%) (B) 17歳未満の子ども等の被扶養者がいる場合、受益可能 最大受益額：\$ 2,200 (3%) /子	●夫婦のみの場合 最大給付額：£ 7,537 (17%) ●子ども等がいる場合 16歳未満の子ども等の被扶養者がいる場合、その数に応じて給付額に加算 最大加算額： £ 3513.72 (8%) /子 (最大2人分) ※このほか、追加給付として住宅費に対する補助等が存在	●夫婦のみの場合 夫婦の勤労形態によって給付額は異なる ●子ども等がいる場合 25歳未満の子ども等の被扶養者がいる場合、その数・年齢・夫婦の勤労形態に応じて給付額は異なる	●夫婦のみの場合 最大受益額：C \$ 2,813 (3%) ※夫婦のみの場合、夫婦と子ども等の被扶養者がいる場合、どちらでも受益額は同一 ●子ども等がいる場合 19歳未満の子ども等の被扶養者がいる場合、その数に応じて給付額に加算 最大加算額：184C \$ (0.2%) /子	
対象者の収入の範囲(一人当たり平均賃金比) ※夫婦2人の場合	(A) \$ 0～\$ 65,899 (0%～79%) (A) + (B) \$ 0～\$ 487,000 (0%～587%)	£ 0～£ 70,263 (0%～157%)	€ 0～€ 約43,000 (0%～約96%)	C \$ 0～C \$ 49,392 (0%～59%)	C \$ 0～C \$ 66,821 (0%～80%)

(注1) 夫婦のみ又は夫婦2人(5歳、2歳)で、片働き・給与収入のみのケースを想定したもの。実際には、遡増部分については勤労性の収入が、遡減・消失部分については総所得(勤労性の収入(給与収入及び事業所得)や金融所得等)が勘案される。
 (注2) 勤労所得税額控除について、既婚者は原則夫婦単位課税を選択した場合にのみ利用可能。
 (注3) 英国のユニバーサル・クレジットは、所得補助や児童給付を含め、複数の給付措置を統合した制度となっている。また、受益額イメージの試算に当たっては、資産要件を考慮していない点に留意が必要。
 (備考) 平均賃金は、OECD Stat から2024年分のものを使用。アメリカは\$ 82,933、イギリスは£ 44,806、フランスは€ 44,909、カナダはC \$ 83,120。
 (参考) 邦貨為替レートは、\$ 1 : 156円、£ 1 : 209円、€ 1 : 183円、C \$ 1 : 113円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場：令和8年(2026年)2月中適用)。

諸外国の制度において参照する収入と所得の範囲

- 諸外国の制度においては、受益額を遡増させる際には勤労性の収入、遡減させる際には勤労性の収入に限らず総所得（金融所得、年金収入等を含む）を参照するものが多い。

(2026年2月現在)

	アメリカ		イギリス	フランス	カナダ
制度名	勤労所得税額控除 (Earned Income Tax Credit) 1975～	児童税額控除 (Child Tax Credit) 1997～	ユニバーサル・クレジット 2013～ (旧制度1999～)	活動手当 2016～ (旧制度2001～)	勤労者手当 2007～
遡増部分等 (主なもの)	勤労性の収入	勤労性の収入 (2,500ドル超)	—	勤労性の収入	勤労性の収入 (3,000カナダドル以上)
遡減・消失部分等	<p>総所得 (各種控除前、社会保険料・税引き前)</p> <p>※総所得は勤労性の収入、金融所得、年金収入等を含めて算出。 ※金融所得等が12,200ドル超の場合、受益できない。 ※総所得もしくは勤労性の収入の大きい方が遡減・消失に使用される。</p>	<p>総所得 (各種控除前、社会保険料・税引き前)</p> <p>※総所得は勤労性の収入、金融所得、年金収入等を含めて算出。</p>	<p>勤労性の収入 (社会保険料・税引き後)</p> <p>※年金収入等は全額が給付額から減額される。 ※資産から生じる収入(例：利子配当、賃貸収入)は資産として扱われる。</p>	<p>総所得 (社会保険料引き後、税引き前)</p> <p>※総所得は勤労性の収入、金融所得、年金収入、社会給付等を含めて算出。</p>	<p>総所得 (経費等控除後、基礎控除前社会保険料・税引き前)</p> <p>※総所得は勤労性の収入、金融所得、年金収入等を含めて算出。</p>
勤労性の収入の 具体例	日本の所得税法上の給与収入・事業所得に相当 具体的には： 賃金、給与、チップ、自営業による純利益	日本の所得税法上の給与収入・事業所得に相当 具体的には： 賃金、給与、自営業による純利益	日本の所得税法上の給与収入・事業所得に相当 具体的には： 賃金、給与、自営業による純利益	日本の所得税法上の給与収入・事業所得に相当 具体的には： 賃金、給与、自営業による純利益	日本の所得税法上の給与収入・事業所得に相当 具体的には： 賃金、給与、チップ、自営業による純利益

諸外国の制度における勤労要件・年齢要件等

- 諸外国では、勤労性収入の有無・金額に応じた勤労要件を設けるほか、年金受給年齢等を踏まえた年齢要件が設けられている。

(2026年2月現在)

	アメリカ		イギリス	フランス	カナダ
制度名	勤労所得税額控除 (Earned Income Tax Credit) 1975～	児童税額控除 (Child Tax Credit) 1997～	ユニバーサル・クレジット (Universal Credit) 2013～ (旧制度1999～)	活動手当 (Prime d'activité) 2016～ (旧制度2001～)	勤労者手当 (Canada Workers Benefit) 2007～
勤労要件	勤労性の収入があること (0ドル超)	勤労性の収入があること (2,500ドル超)	受給者誓約に基づき、 ・就労していない者は求職活動 ・就労している者は収入を増やす努力を行う必要。	勤労性の収入があること (0ユーロ超)	勤労性の収入があること (3,000カナダドル以上)
年齢要件等	25歳以上65歳未満 又は 子供を養育する者	子供を養育する勤労者 (注2)	18歳以上66歳未満	18歳以上	19歳以上の個人 (フルタイムの学生は除く) 又は 配偶者/パートナーがいる 又は 子供を養育する者

(注1) アメリカの勤労所得税額控除については、既婚者は原則夫婦単位課税を選択した場合にのみ利用可能。

(注2) アメリカの児童税額控除について、子供を養育する勤労性の収入が2,500ドル以下の者については、控除しきれない分の給付が行われず、税額控除のみとなる。